

新庄市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

新庄市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

第5次新庄市総合計画の教育部門に掲げる「いのち輝き学びあうまち」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいを持って職務に専念し、専門性を最大限に発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画が目指す「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教職員が「限られた時間の中で最大限の効果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき児童生徒と向き合う業務に注力できる時間を創出することにある。

働き方改革を通じて、教職員が事務作業を効率化し、創出された時間で児童生徒と向き合う時間や授業改善に向けた時間を確保できるようにする。

新庄市教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、新庄市の未来を担う児童生徒の豊かな学びと成長を実現することを目指すものである。

さらに、取り組み状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 本市の現状

本市では、令和元年に「学校における働き方改革の取り組みの方向性（基本方針）」を策定し、「学校・教員が担うべき業務の適正化」「学校運営の効率化と教育活動の質の向上」「勤務時間管理の徹底と意識改革の推進」の3点を基本的な視点として、児童生徒を第一に考えた学校教育の充実に取り組んできた。

これまでの取り組みとして、部活動指導員の導入や学校支援地域本部事業の実施、学校閉庁日の設定等を行ってきた。

こうした取り組みの結果、本市における時間外在校等時間の状況については、令和6年度は以下の通りであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校 義務教育学校前期課程	29.4時間	17.2%	0.2%
中学校 義務教育学校後期課程	33.5時間	27.4%	0.2%

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1 年間ににおける1 か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を5日以上にする。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで低下させる。
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を65以下とする（全国平均100）

【R7結果70】

3. 計画の期間

令和8年度～令和13年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・ 保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ウ 学校徴収金の徴収・管理

- ・ 学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

エ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・ 地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となっていくものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となっていく。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

- オ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
- ・ 学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務分担を軽減する。

イ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・ 当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて ICT 支援員を活用する。

ウ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ 教育委員会と連携を図りながら、事務職員及び ICT 支援員等が中心となっていくつ、民間事業者への委託を検討する。

エ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・ 職員による学校プールの管理については、状況に応じて、近隣校の共同使用等を検討する。
- ・ 体育館の地域開放施設の管理業務については、事務手続き等の電子化を推進し、負担軽減を促進する。

オ 校舎の開錠・施錠

- ・ 機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の責任や負担が集中しない環境を整備する。

カ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・ 休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

キ 校内清掃

- ・ 学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の教員等の輪番等による負担軽減を促進する。

ク 部活動

- ・ 文部科学省が別に定めるところにより、部活動の地域展開を推進する。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 給食の時間における対応

- ・ 給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
- ・ 給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。

イ 授業準備

- ・ 授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

ウ 学校評価や成績処理

- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務分担を軽減する。

エ 学校行事の準備・運営

- ・ 修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教師と事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフとの協働を促進する。

オ 進路指導の準備

- ・ 生徒の進路に関する情報収集等について、教師と事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等との協働を促進する。

カ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ 児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援介助員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。特に、不登校児童生徒の対応にあつては、特別支援教育センターの機能強化や教育相談員等による効果的な支援を促進する。
- ・ 市子育て推進課等の関係機関との連携について、積極的に促進する。

(2) 学校における措置の推進

- ① 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ② 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ③ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、60%にする。【R6結果48%】

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ① 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ② 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休憩時間）の確保に取り組む。
- ③ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ④ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。

- ⑤ 年次有給休暇についてまとめた日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ⑥ 学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉庁期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取り組みの着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らし合わせて課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取り組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取り組みを実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を推進するために、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容についての周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。